資料２

郡山市簡易水道料金審議会条例

平成５年６月24日
郡山市条例第29号

（設置）
第１条　簡易水道料金について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、郡山市簡易水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　審議会は、委員13人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 簡易水道使用者
(3) 市の区域内に住所を有する者
（平15条例１・一部改正）
（任期）
第３条　委員の任期は、１年とする。
２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第６条　審議会の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。
（平６条例２・平13条例25・平20条例５・一部改正）
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成６年郡山市条例第２号）
この条例は、平成６年４月１日から施行する。
附　則（平成13年郡山市条例第25号）
この条例は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成15年郡山市条例第１号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。
附　則（平成20年郡山市条例第５号）
この条例は、平成20年４月１日から施行する。

資料３

郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領

平成 14 年８月１日制定

第１　目的

この要領は、市民の理解と信頼を高めるため「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に定める附属機関等（以下「附属機関等」という。）の審議等の状況を市民に明らかにし、市民の市政に対する理解を深めることにより、公正で開かれた市政を一層推進することを目的として附属機関等の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

第２　附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

(1)　法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。

(2)　当該会議において、郡山市情報公開条例（平成 13 年条例第 44 号）第７条各号に定める不開示情報に該当する情報について審議等を行うとき。

(3)　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第３　公開又は非公開の決定

１　附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前記第２の附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。ただし、第１回目開催以前等で会議に諮ることができない場合は、当該附属機関等を所管する課等の長が、次のいずれかの方法により、公開又は非公開を決定できるものとする。

(1)　委員全員による個別の承認

(2)　あらかじめ指名された委員等による承認

(3)　その他附属機関等が定める方法

２　附属機関等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定内容を公表するとともに、会議の全部又はその一部を公開しないことを決定した場合は、その理由についても明らかにすること。

第４　公開の方法等

１　附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該附属機関等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴を認める者は、郡山市情報公開条例第５条に定める市に対し公文書の公開を求めることができる者とする。

２　附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けること。

３　附属機関等は、会議開催日の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴者を決定するものとする。ただし、当日先着順にすると会議場が混乱するおそれがある場合は、次に掲げる方法等により事前に傍聴者を決定することができるものとする。

(1)　電話、ファクシミリ等による先着順
(2)　はがき、電話、ファクシミリ等の申込者からの抽選
(3)　その他適当と認める方法

4　附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。

第５　会議開催の周知

1　附属機関等を所管する課等（以下「所管課」という。）は、会議の公開、非公開にかかわらず、原則として当該会議開催日の２週間前までに、次の事項を記載した「附属機関等の会議開催のお知らせ」（第１号様式）を作成し、所管課等その他市の施設において一般の閲覧に供するとともにホームページに掲示すること。なお、緊急に会議を開催する必要が生じた場合であっても、できる限り会議開催の周知に努めること。

(1)　附属機関等の名称
(2)　開催日時
(3)　開催場所
(4)　議題
(5)　会議の公開、非公開の別
(6)　会議の全部又は一部を非公開とする場合にあっては、その理由
(7)　傍聴者の定員
(8)　傍聴手続
(9)　その他必要な事項

2　報道機関へ会議開催に係る資料の提供を行うこと。

3　前記１により難い特別の事情があるときは、この限りでない。

第６　会議開催概要の閲覧

附属機関等は、会議開催の周知をした会議については、次の事項を記載した「附属機関等の会議開催の概要」（第２号様式）を速やかに作成し、所管課その他市の施設において一般の閲覧に供するものとする。ただし、郡山市情報公開条例（平成 13 年条例第 44 号）第７条各号に定める不開示情報に該当する情報については、該当欄にその旨記載すること。

(1)　附属機関等の名称
(2)　開催日時
(3)　開催場所
(4)　出席者（委員及び事務局）
(5)　議題
(6)　議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したもの。）

第７　準用

附属機関等以外の組織の会議を開催する場合は、この要領の趣旨にのっとり、会議の公開に努めるものとする。

第８　適用期日

この要領は、平成 14 年８月１日以降に開催される会議について適用する。

資料４

傍聴要領

郡山市簡易水道料金審議会

１　傍聴する場合の手続

（１）　会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

（２）　傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員の５名になり次第終了します。

２　傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

（１）　会議開催中は、静粛に傍聴すること。

（２）　のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。

（３）　会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（４）　談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

（５）　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（６）　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（７）　その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序維持

（１）　傍聴人は、会議の傍聴に当たって、係員の指示に従ってください。

（２）　傍聴人が、上記２の規定に違反した時は、これを注意し、なおこれに従わない時は、退場していただきます。